

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の各問に答えなさい。

〔事案〕

2025年2月6日から28日までの23日間を会期とするY県の県議会の2月定例会においては、太陽光発電施設等の設置に係る規制の強化に関する条例案（以下、「本件条例案」という。）が審議中である。

本件条例案をめぐるのは、Y県議会のなかで、A議員を中心とする規制賛成派と、X議員を筆頭とする規制反対派との間で激しい議論の応酬が続いている。このような状況の中、X議員は、A議員が本件条例案を推進する見返りとして、環境保護団体Bの幹部から金銭を不当に受け取っていた疑いがあるとの情報を入手した。そこで、X議員は、Bの関係者と面談するなどして独自の調査を行ったうえで、県議会本会議での討論において、「A議員は、本件条例案を推進する見返りに、Bの幹部から金銭を不当に受け取った。」との発言（以下、「本件発言」という。）をした。

その後、A議員についての疑惑は誤りであったことが判明した。そこで、A議員は、X議員の本件発言はA議員を侮辱するものであるとして、Y県議会に対し、X議員の処分を求めた（地方自治法第133条）。これを承けてY県議会は、所要の手続を経たうえで、X議員に対し、「私は、A議員について、事実に反する発言により、A議員を明らかに侮辱しました。今後二度と議会の規律を乱すことのないよう人格と倫理の向上に努めますとともに、ここに深く陳謝いたします。」との内容の陳謝文を公開の議場において朗読させる旨の処分（以下、「本件陳謝処分」という。）を議決した（地方自治法第134条1項、第135条1項2号）。

しかしながら、X議員が陳謝文の朗読を拒否したため、A議員が所属する会派の県議会議員らは、本件陳謝処分に対する陳謝拒否を懲罰事由として、X議員に対する懲罰動議を提出した。これを承けてY県議会は、所要の手続を経たうえで、X議員に対し、18日間の出席停止の懲罰を科する旨の処分（地方自治法第135条1項3号）を議決した（以下、「本件出席停止処分」という。）。

X議員は、本件発言は誤りであったものの、議員活動として本件条例案をめぐる問題を追及するために相応の調査に基づいて行ったものであり、自己の意に反して公開の議場で陳謝文を朗読させ、謝罪を強制する本件陳謝処分は、憲法第19条により保障される思想・良心の自由を侵害するものであり、本件陳謝処分に対する陳謝拒否を懲罰事由とする本件出席停止処分も違法であると主張して、本件出席停止処分の取消し

を求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。

〔設問 1〕 本件訴えについて、Y 県議会は、地方議会議員の懲罰の適否は専ら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるから、裁判所は出席停止の懲罰の適否を判断すべきでないと主張している。参考にすべき判例を踏まえながら、Y 県議会の主張に反論しなさい。

〔設問 2〕 本件陳謝処分が憲法第 19 条に違反するか否かについて、参考とすべき判例を踏まえながら、具体的に論じなさい。

以 上